



島根県報

令和2年12月22日（火）

号外 第 157 号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県会計規則の一部を改正する規則 (審 査 指 導 課) 2

【病院局規程】

島根県病院局財務規程の一部改正 2

【公安規則】

放置違反金の納付命令及び徴収等の手続に関する細則の一部を改正する規則 (警 察 本 部) 2

公布された条例等のあらまし

◇島根県会計規則の一部を改正する規則（規則第102号）

1 規則の概要

県税外収入金の延滞金徴収に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う様式の整備（様式第72号関係）

2 施行期日

令和3年1月1日から施行することとした。

規 則

島根県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年12月22日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第102号

島根県会計規則の一部を改正する規則

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）の一部を次のように改正する。

様式第72号その1中「前年に」を「延滞金特例基準割合（）」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合」に、「（以下「特例基準割合」といいます。」を「をいいます。以下同じ。」に改め、「（以下「特例基準割合適用年」といいます。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附 則

この規則は、令和3年1月1日から施行する。

島 根 県 病 院 局 管 理 規 程

島根県病院局管理規程第10号

島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

令和2年12月22日

島根県病院事業管理者 山 口 修 平

様式第41号中「前年に」を「延滞金特例基準割合（）」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合」に、「（以下「特例基準割合」といいます。」を「をいいます。以下同じ。」に改め、「（以下「特例基準割合適用年」といいます。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附 則

この規程は、令和3年1月1日から施行する。

公 安 委 員 会 規 則

放置違反金の納付命令及び徴収等の手続に関する細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年12月22日

島根県公安委員会委員長 上 代 裕 一

島根県公安委員会規則第10号

放置違反金の納付命令及び徴収等の手続に関する細則の一部を改正する規則

放置違反金の納付命令及び徴収等の手続に関する細則（平成18年島根県公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（）」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合」に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和3年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の放置違反金の納付命令及び徴収等の手続に関する細則附則第2項の規定は、この規則の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。